行政処分 等 の年月日	者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20231010 下津井 (法人番 1260001 者永山;	香号)1003330)代表	岡山県岡山市北区大元駅 前3番61号		岡山県岡山市北区大元駅 前3番61号		道路運送法(以下「法」) 第16条第1項	令和5年8月16日、事業計画に定める業務の確保を行っていなかった旨の自己申告を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)	2	2
人番号6	道株式会社(法 -6250001003987) ·田中敬一		船木営業所	山口県宇部市大字船木柿 ノ木田977番地1号		第12条第1項及び法27 条第3項	令和5年2月1日、同年2月28日及び同年3月28日、情報提供があったこと、同一区分の事故を3年間に3回惹起したこと、事業規模の拡大を行ったことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送約款の公示義務違反(法第12条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(法第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項及び第4項)、(4)運転基準図の記載事項義務違反(運輸規則第27条第1項)、(6)乗務員合(運輸規則第27条第1項)、(6)運転基準図による運転者への指導義務違反(運輸規則第27条第1項)、(6)乗務員合帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	4